

令和4年第4回阿武町議会定例会 会議録

第 2 号

令和4年6月15日(水曜日)

開会 9時00分 ~ 散会 11時09分

議事日程

開会 令和4年6月15日(水) 9時00分

開会の宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第1号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町税条例等の一部を改正する条例)

日程第3 議案第2号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第4 議案第3号 町長等の給与の特例に関する条例

日程第5 議案第4号 阿武町過疎地域持続的発展計画の一部変更について

日程第6 議案第5号 令和4年度阿武町一般会計補正予算(第2回)

日程第7 議案第6号 令和4年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第1回)

日程第8 議案第7号 令和4年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第1回)

日程第9 議案第8号 令和4年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第1回)

日程第10 発議第1号 誤振り込みに関する調査特別委員会の設置について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)

議席番号

1番	米津高明
2番	上村萌那
3番	白松靖之
4番	西村容子
5番	松田穰
6番	池田倫拓
7番 副議長	市原旭
8番 議長	末若憲二

欠席議員 なし

欠員 なし

説明のため出席したもの

町長	花田憲彦
副町長(総務課長事務取扱)	中野貴夫
教育長	能野祐司

まちづくり推進課長	藤村憲司
健康福祉課長	矢次信夫
戸籍税務課長	水津繁斉
農林水産課長	野原淳
土木建築課長	高橋仁志
教育委員会事務局長	藤田康志
会計管理者	近藤進
福賀支所長	佐村秀典
宇田郷支所長	小野裕史

欠席参与 なし

事務局職員出席者

議会事務局長	三浦貴
議会書記	平田祥子

開会 9時00分

開会の宣告

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。
おはようございます。ご着席下さい。

議員の皆様には、令和4年第4回阿武町議会定例会最終日のご出席ご苦労様
です。

本日の出席議員は8人全員です。これより本日の会議を開きます。続いて議
事に入ります。

本日の議事日程については、お手元に配付されているとおり、委員長報告、質疑、討論、採決です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番、松田 穰君、6番、池田倫拓君を指名します。

日程第2 議案第1号から日程第5 議案第4号まで

○議長 日程第2、議案第1号から日程第5、議案第4号までの4件を一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案4件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇下さい。

○特別委員会委員長(松田 穰)

それでは、6月10日に行われました行財政改革等特別委員会に付託されました議案8件のうち、議案第1号から第4号までの4件について審議の内容と結果を報告いたします。

議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町税条例等の一部を改正する条例)、の審議に入りました。

これは、地方税法等の一部を改正する法律及び関係政令等が令和4年3月31日に交付、同4月1日から施行された事にあわせて、阿武町税条例等一部を改正するもので、DV被害への対策や住宅ローン控除の見直し等を目的として改正されたものであります。特に質疑はなく、原案のとおり承認すべきものと決しました。

続いて、議案第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町国民健康保険条例等の一部を改正する条例)、の審議に入りました。

これは、地方税法の一部を改正する法律及び関係政令等が、令和4年3月31日に交付、4月1日に施行された事にあわせて、阿武町国民健康保険税条例の一部を改正するもので、執行部より、阿武町の近年の国民健康保険税の税額の動向や、県から示される標準課税額と実際の課税額との比較等、説明がありま

した。なぜ課税額を安くできるのか？質問がありまして、執行部より県より示される標準額に対し、阿武町では予算に組み込んである基金による調整を行うことで、町民の負担額を下げる事が出来るという説明がありました。又、未就学児の計算方法についても質問があり、執行部より適切な説明がありました。慎重審議の結果、原案のとおり承認すべきものと決しました。

続いて、議案第3号、町長等の給与の特例に関する条例について審議を行いました。これは、この度の給付金誤振込に関して、町長の給与を50%、副町長の給与を40%、3か月に渡り減ずるものです。委員1名より処分が甘いという意見がありましたので、原案にて可決すべきかどうか、挙手にてお諮りしましたところ、賛成は5名、反対は1名となり、原案のとおり可決すべき事と決しました。

続いて、議案第4号 阿武町過疎地域持続的発展計画の一部変更についての審議に入りました。

これは、生活環境の整備や子育て環境、高齢者等の保健及び福祉の向上、増進に関して、過疎地域持続的発展計画に事業を加える事で、有利な過疎債の利用を行う為のものです。事業計画に水質自動測定装置更新事業が計画に入っているが、内容について質問がありました。執行部より、簡易水道利用者に安心安全な水を届ける為、1日1回以上水質をチェックする機械が町内9ヶ所に設置されているが、それぞれ14年～19年が経過しており、更新すると1台約500万円ほどかかる。故障した訳ではないが、年間1台のペースで順次交換していく計画であり、予算については、返済時に有利な過疎債の利用を考えると答弁がありました。慎重審議の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました議案第1号から議案第4号までの審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で、委員長の報告を終わります。

続いて、只今の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑は、議案第1号から議案第4号まで一括して行います。一括して質疑はありませんか。

○議長 はい、1番。

○1番 米津高明 議案3ですが、私はこの間言われてる、町長が緊張感無く、漫然と仕事をしたために、今回の誤振込が発生したと、支出命令書が出納室に回って発生をしたと、一人の青年が犯罪者になり、こういうきっかけを作っ

しまった責任は大変大きいと思っています。

又、このことによって、職場が大混乱を起こし、職員が疲弊し大変な事になった、こういうことを踏まえると、この処分案は大変低い甘いということ言いたい。町長は、きっぱりと辞職をすべきと考えますが、どうでしょうか。

○議長 1番に聞きます。委員長報告に対する質疑ですが。委員長に対してその質問でいいですか。

○1番 米津高明 はい。

○特別委員会委員長 この議案第3号の特別委員会での議論については、米津委員の方から、処分は甘いという話は出ましたが、特に質問という形では無かったので、これに対する返答はありませんでしたが、個人的に、委員長として全体を見ての意見なんです、こういうことがあった場合に、参考としてよその市町の例などを考えますと、大阪の摂津市が、以前に大きい額の誤振込がありました、それに関して、市長、副市長の方が、確か20%の給与カットを3ヶ月という処分が出ていたのを新聞で読んだことがあります。それを考えますと、今回町長が50%、副町長が40%、この処分を3ヶ月ということに関しては、思い切った処分を考えられたと感じております。以上です。

○議長 他に質疑はありますか。

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 続いて、討論に入ります。討論は、議案第1号から議案第4号まで一括して行います。一括して討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。採決は1議案ごとに行います。

まず、議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町税条例等の一部を改正する条例)についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案承認です。委員長報告のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は委員長報告のとおり承認されました。

○議長 次に、議案第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例)についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案承認です。委員長報告のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は委員長報告のとおり承認されました。

○議長 次に、議案第3号、町長等の給与の特例に関する条例についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事にご異議ありませんか。

○議長 異議ありの声がありましたので、挙手による採決を行います。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」多数)

お下ろし下さい。挙手多数です。

よって、議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第4号、阿武町過疎地域持続的発展計画の一部変更についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 ここで、暫時休憩します。

休憩開始／9時14分 会議再開／9時15分

○議長 休憩を閉じて、会議を続行します。

日程第6議案第5号から日程第9議案第8号まで

○議長 日程第6、議案第5号から日程第9、議案第8号までの4件を一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案4件について、委員長の報告を求め

ます。特別委員会委員長、ご登壇下さい。

○特別委員会委員長 それでは、行財政改革等特別委員会に付託されました議案第5号から議案第8号までの4件について、審議の内容と結果の報告をいたします。

議案第5号、令和4年度阿武町一般会計補正予算(第2回)、の審議に入りました。歳出から款ごとに質疑を受けました。

2款、総務費、3項、企画振興費 10 目、需用費の分譲地PRチラシ印刷製本費について、柳橋分譲地残り区画の販売見込みについて質問があり、執行部より、県内住宅メーカーも対象にチラシを配布し、建売等も含め販売に弾みをつける方法を無策していくと答弁がありました。又、タクシー運行補助金については、現在運休中の萩・近鉄タクシーの運行再開の為、赤字を補填する形で今年度の運行を再開する為との説明もありました。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、5目、保険事業費、12 節、委託料のワクチン接種委託料について、コロナワクチンの4回目接種のスケジュールについて質問があり、医療関係者を対象に5月30日より案内、60歳以上、18歳～59歳の基礎疾患のある方については、6月20日より案内を予定しているとの答弁がありました。

6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業政策費の新規就業者等産地拡大促進事業補助金の対象と内容について質問があり、執行部より、うもれ木の郷の作物について、水稻から大豆へ約2.5ヘクタール転換する事や、それに伴う大豆コンバインの購入、予算に関しては、県と町、法人の負担割合等答弁がありました。

7款、商工費、1項、商工費、2目、観光費のまちの縁側拠点施設改修工事について、3月にオープンした施設の改修を行う事の内容について質問があり、執行部より、実際にお客様に利用して頂く中で、利用者の危険に繋がる可能性のある段差部分への手すりの追加や、高齢者が利用しやすいように階段への手摺の設置等、利用者の安全性、利便性向上の為にを行うと答弁がありました。

8款、土木費、2項、道路橋梁費、1目、道路費の町道田部青浦線自然災害防止対策道路改良工事の場所や内容について質問があり、執行部より、国道191号田部トンネル奈古側入り口横の旧道部分について、国道に近い事もあり、当初予定していた補修工事では構造的に強度に不安があり、国土交通省とも協議の上、国道191号と同等の法面工事が必要となる為の予算の増額であるが、

実質3割負担で利用出来る、緊急自然災害防止対策事業債が利用できるとの答弁がありました。

9款、消防費、1項、消防費、1目、消防費の小型ポンプ購入費について、対象分団はどこか質問があり、執行部より、今回は奈古第3分団であり、現在ポンプは修理中であり、メーカーより代替品を借りている状況で、修理の金額と使用年数を考えた上で購入を行う、又、他分団の車両機器に関しても、耐用年数は長いですが、有事の際に使用出来ないと困る物なので、日常の点検時に故障や異常などを発見した場合は、速やかに報告して頂きたいと答弁がありました。

以上で歳出の審議を終え、続いて歳入の審議に入りました。

歳入に関しては、特に質疑は無く、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第6号、令和4年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第1回)、の審議に入りました。特に質疑は無く、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第7号、令和4年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第1回)の審議に入りました。

2款、医業費、1項、医業費、1目、医療用機械器具費、17節、備品購入費のAEDの購入は新規なのか、更新なのか、又、台数は何台なのか質問がありました。執行部より、現在ある機械が10年程経ち、バッテリーの交換時期であるが、金額的には機械ごと買い替えた方が良いという事で、今ある1台を更新すると答弁がありました。慎重審議の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第8号、令和4年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第1回)、の審議に入りました。慎重審議を行いました。特に質疑もなく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました、議案第5号から議案第8号までの審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で、委員長の報告を終わります。

続いて、只今の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑は、議案第5号から議案第8号まで一括して行います。一括して質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 続いて、討論に入ります。討論は、議案第5号から議案第8号まで一括して行います。一括して討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

○議長 これより採決を行います。採決の方法は「挙手」により一括して行います。

お諮りします。議案第5号、令和4年度阿武町一般会計補正予算(第2回)から、議案第8号、令和4年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第1回)までの4件について、委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろし下さい。挙手全員です。

よって、議案第5号から議案第8号までの4件については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 発議第1号

○議長 日程第10、発議第1号を議題とします。

まず、特別委員会委員長の報告を求めます。特別委員会委員長ご登壇下さい。

○特別委員会委員長 それでは、行財政改革等特別委員会に付託されました、発議第1号について、審議の内容と結果の報告をいたします。

議員より提案のありました、発議第1号、誤振込に関する調査特別委員会の設置についての審議に入りました。

委員より、発議の動機として、発議提案委員がテレビのワイドショーの生放送出演の際に、番組司会者の方から執行部を迫及して下さいと言われ、発議提案委員が個人的な思いで「頑張ります」と言ってしまい後戻り出来なくなり、ご自身の発行される新聞の号外に書いてある、臨時議会の発議を緊急にされていたのか、それとも所属する政党から何かしらの支持があったのか、という質問がありました。

発議提案委員より、テレビ出演したからやった訳ではない、所属する党の考えに基づいて、又、相談しながら自分の考えとあわせてやっている、と答弁がありました。

又、委員より、町長から各議員に、何よりも総責任者は町長である私である。職員の誰がやったか、関わったかも含め、報道陣からインタビューがあるかも知れないが、先程言った事を肝に銘じて対応をお願いします。と言われました。更に、全員協議会の後に、議長からも阿武町の一大事であり、マスコミとの対応如何では、更に事態を悪化させてしまうので、議員各位、軽々しい発言は控えるようにと、議員間で意思の疎通を図ったはずです。しかし、発議提案委員は、テレビ番組で、ここまでトラブルが起こらなかった事がおかしいと思っている。職員は新人で何も解らない方だった。当分は、ベテラン職員をつけるなどしていれば、防げたのではないかと具体的に誤操作してしまったのは新人と決めつけて、全国に誤った情報を流し拡散してしまいました。町長から、それは事実じゃ無いと、そういう事を言われると困ると、明確に聞いていたはずなのになぜですか。その後、様々なインターネットサイトで犯人捜しが始まり、あなたが軽々しく示した職員の名前、写真がさらされました。私人である町民の立ち話、噂話、と公人である議員の発言は、言葉の重みが違って来る。私には全く関係ないと言うお考えか。発議提案委員の発言が、誤報にお墨付きを与えた訳ですから、職員に対し謝罪の気持ちはないのか、という質問がありました。

これに対し発議提案委員より、職員に対する謝罪の気持ちは無い、最初から町がきちんとした情報発信をしていればこんな事は起こらなかった。町の情報発信も説明会で情報が出そろった、テレビ放送に関しても、私の話もテレビで切り取られて放送された、新人だと言い切った訳ではなく、新人らしい、新人は責めませんとテレビでお話した、との答弁がありました。

又、委員より、発議の提案者は、それぞれが提案者、賛同者として自筆のサインをされたのか、自筆と思われるサインの筆跡が似ているので、確認の意味でご説明をお願いします、という質疑があり。

発議提案委員より、疑っているのですか、それぞれの自筆です、という答弁がありました。

加えて、発議賛同委員より、今回賛同した理由について、発議提案委員は今回の事態を明らかにしたいというお話でしたが、発議賛同委員としては、町はこれまで会見を何度も行い、住民説明会も開いて説明を十分に行っており、町長を含む方々の処分に関しても十分だと思う。ただ、マスコミの報道において、切り取られた情報が様々な形で放送され、きちんと整理されていない。又、係

争中の事案で今後状況が変化して行く事も予想され、そういったことも含め、今回の事態をきちんと整理して、書面に残していく為に委員会を設置する事で議事録として残せると考えて賛同した、との答弁がありました。

又、委員より、これまで阿武町議会では行財政改革等特別委員会という名の特別委員会で、全ての議案の付託を受けて来ました。調査内容を読みますと、特別に委員会を設ける意味を強く感じません。今回もこれまで同様に、既存の委員会で審議すれば良いのでは無いかと思いますが、何処が何が違うのか、という質問がありました。

これに対し、発議提案委員より、今回の事案に特化した委員会が必要であり、今回の件が解決するまで行う必要があると答弁がありました。

委員より、これまでも事態が変わるごとに全員協議会等を開き、状況の説明や議員からの質問も受け付け、町長、副町長も答えてきましたし、昨日6月9日も全員協議会を行い、発議提案委員も出席されてましたが、そのような場で、こちらから質問を行う機会もしばしばありましたし、その時点で話せない事もあります。話せることについては、町長、副町長も出来る限りの説明をしてきている。現時点で発議提案委員が疑問に思っている事、聞きたい事が具体的にどの様な事なのか、という問いに対して、発議提案委員は書類の流れと、決裁書類が非常に多い中で今回のミスが起こった事について、書類の数を減らす事は出来ないのか、そういう事も含めて聞きたいという答弁がありました。

委員より、具体的な質問もあるが、そういう事も含めて聞きたい、と漠然と聞きたい事を上げられると、それがいつまでも続いて、きりが無い様に感じられる。

行政のチェック機能でもある議会として、今回の事態の原因等調べる事は必要であるが、敢えて、特別な委員会を設置しなくとも、今あるこの行財政改革等特別委員会や全員協議会等の場で、行政への質問や検証を行えば良いのではないかと、これまでに議員を集めての説明会の時など、質問をする機会も多かったにも関わらず、発議提案委員はあまり質問をしていない様に思う。昨日の全員協議会は非公開で行ったが、その時もあまり質問をされてない、そういう場でしっかりと質問、究明していけばいいのではないかと、という意見がありました。

又、委員より、これまでも記者会見前に非公式に行った議員を集めての説明や秘密会など幾度と機会があり、その時点では、公に出来ない事も含めて説明

があったが、その情報が漏れてしまった事もあった。そのような現状を鑑みるに、行政と議会の信頼関係が十分とは言えない状況で、新たに委員会を設置したとしても、その機能が十分に発揮出来るとは思えないとの意見もありました。

又、委員より、5月19日に発議提案議員より臨時議会の招集について電話があり、他の議員も賛同しているので署名して欲しいと話があり、当時療養中で、あまり地域住民の方の話を聞けてない状況ではありましたが、他の議員の方も賛同しているのならと、悩んだ末にいったん署名はしましたが、やはり住民の意見をきちんと聞いてからにしようと考え直した末、署名を取り消してもらった経緯があります。その後、地域住民の方々のお話を聞いて回りましたが、当初回収不可能と言われた公金も9割方確保し、又、広報や会見、住民説明会と状況が変化していく中で、当初の厳しい意見から、9割方でも確保出来てよかった、職員の方が電話対応に追われ大変そうだが、体調等大丈夫なのかなど、町民の方の考えも変わってきている様子であり、今後の為の原因究明等必要ではあるが、調査特別委員会を新たに設置してまで行う必要はないのではないか。今後、全員協議会等、説明や質問の機会を作り、状況の変化があれば住民説明会を開催するなどしていった方が良いのではないかと、との意見もありました。

委員から、議会としてこの度の事案の原因追及は必要だと考えます。これまでも事案発生から事あるごとに、執行部から議会への説明は行われてきましたが、その内容の一部で、守秘義務が守られずにマスコミに流れたりしている事も考えると、新たに委員会を設置しても、その中で出てくる個人情報など、公に出来ない事に関して守秘義務が守られるのか疑問が残るし、疑念を抱いたまま委員会の設置に賛同は出来ない、という意見がありました。

また委員からは、4月1日の人事異動やその後の人事異動等、発議提案委員はテレビのワイドショーで自信ありげにしっかりと説明しておられたが、取材の内容を発議提案委員は正しいと思われたのか、テレビを見た人は、本当の事として受け止める、憶測でメディアに話すのは止めて欲しい。発議提案委員は、よく責任の所在や処分について話をされるが、どれだけの方が傷ついたか考えて欲しい。若い職員や電話対応に追われる職員たち、大変な状況に巻き込まれた方が多くいるが、ご自身の家族がその状況に巻き込まれたらどんな思いなのか想像した事があるか、マスコミへの対応などもっと慎重であるべきと思うが、どうお考えか、という質問がありました。

発議提案委員より、取材に対して軽々しく話した覚えはない、新人に関して

は、当時、副町長からは新人は一切この件に係ってないとしか説明されていなかった、もう少し詳しく説明があれば、このような事にはならなかったのではないか、取材に関しても新人がやったという話はしていない、との返答がありました。

再度、委員より、年度の変わり目で職員が異動したとか、その職員がまた入れ替わりで戻ったとか取材で話し、それが全国にテレビで放送されるのは、職員を名指しするのと同じじゃないか、という質問と、補足として放送を見た他の委員からも、発議賛同委員のマンパワー不足という取材と紐づけされて、全く関わってない新人が関わったと思えるような放送内容になっていたという意見も出ました。

又、委員より、今現在もマスコミや苦情の電話対応など、日常の業務以外にも仕事を抱え日々頑張っている職員に、このタイミングで、更に新しい委員会を設置して資料の作成等、職員に新たな負担を背負わせるのもどうなのか、疑問に思います。これまで、町としては、事あるごとに議員へ経緯説明、防災無線を使っての町長の謝罪や、広報での資料配布や住民説明会等、忙しい中でも説明資料を作成したり、大変な状況の中でも時間とパワーを割いてきたと思います。テレビでは、奇跡の回収と放送された公金の9割確保ですが、奇跡というよりも、4月8日以降、回収に向けて銀行など様々な相手との交渉や調査を行い、個人情報にも考慮し、また町側が不利にならない様、情報の制限も行いながら積み重ねた努力の結果としての9割回収であったと思います。現在も未回収の公金回収に向け係争中の事もありますし、2次的な騒動もまだ続いております。しっかりした調査は当然必要ですが、騒動が収まるのもそんなに先の事でもない様に思います。今後も、執行部からも何かしら状況の変化や、新たな改善の方法など、説明や提案もあると思いますが、執行部から何かご意見は無いですかという質問がありました。

町長より、発議提案委員より説明が無いという話があったが、これまで何度も記者会見を行ってきた。例えば最初の記者会見でも、約1時間30分会見を行い、誤振込の内容や原因等の説明を行った。会見後記者の方への質疑応答も、記者からの質問がなくなるまで時間無制限で行った。それでも実際の放送では、僅かな時間でしか放送されず、説明が無かったかのように取り扱われている。又、この度の事の発端が役場のミスであった事について、町民の皆様にも田口氏に対しても、会見を開くたびに毎回謝罪をしてきたが、放送では流れず、町

は謝罪もしないという放送が独り歩きをしている。こうした経験からも、議員の皆様には取材など言葉をしっかりと吟味して軽々しい発言は慎んで頂きたい。

又、発議提案委員が作られた新しい情報誌が家のポストに入っていたが、それには、新人がと書かれている。今までの時系列から、新人はと書かれれば、その後否定する言葉が続くように想像できるが、新人がと書かれるとミス肯定する様な印象を与えてしまうのではないか。これまでも新人は関係ない、ただ上司の指示に従っただけの事で、原因でも何でも無い。

又、これまで議員の方に説明した事、皆様にしか話してないことが、次の日には一部マスコミの方に情報が漏れたり、行政と議会の関係は車の両輪とは言いつつも、この様な状況が続くと、信頼関係がなくなってしまうのではないか、という気持ちも正直ある。

議員の方々には公人でもあり守秘義務もあります。そこはしっかり守って頂いた上で、町としては今までと同様に意見を出し合って、原因の検証や改善点など説明していけるよう、その都度都度、全員協議会や特別委員会で報告をしていきたい。又、これまで2回ほど非公開の全員協議会を行ったが、個人の実名やプライバシーを出さないと説明出来ない事もあり、守秘義務を考えると、非公開で行う事も必要であると考えます。守秘義務がしっかりと守られる前提で非公開に行う全員協議会だからこそ詳しく説明出来ることもあるという事もわかって頂きたい。と答弁がありました。

又、副町長より、先ほど発議提案委員より、副町長が新人は関係ないという事をもっと補足した説明が必要であった、という話がありましたが、テレビ等で新人の話が取り上げられ、ネット上でも炎上し始めたため、新人は関係ないという説明はその火消しの為に行い始めた訳で、当初より会見等、町の説明の中で、新人について話をした事は一切ありません。話を取り違えられている様ですので訂正して頂きたい、と要望がありました。

最後に、委員より、町には監査委員もおられます。今後監査委員にもフロッピーの取扱いや伝票の流れ等、詳細に説明されると思いますが、それを基に、監査委員から更に徹底した改善指導をして頂きたいと思っております。

これまでも事あるごとに、執行部より丁寧な説明や、質問の場もありましたが、これからも全員協議会や特別委員会の中で審議を進めて行けば良いと考えますので、調査特別委員会の設置については、現段階では必要ないと考えますと意見がありました。

非常に活発な質疑応答が行われ、慎重に審議を行った後、原案のとおり可決すべきものとするかどうか、挙手にてお諮りした結果、賛成が1名、反対が5名となり、発議第1号、誤振込に関する調査特別委員会の設置については否決すべき事と決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託された発議第1号の審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で、委員長の報告を終わります。

続いて、只今の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 続いて、討論に入ります。

まず原案に対する賛成の討論はありませんか。

(1番、米津高明「はい」という声あり。)

○議長 1番、米津高明君。

○1番 米津高明 添付してました理由書からは、少し町からの報告もあり、変化してるんですけども、基本的に、色んな疑問があるので、是非これを賛成して欲しいと、まだまだあの質問事項があるし、調査する事項もあると思います。例えば、小切手が2回振り出されているはずですね、2回とも銀行が振り込みをしている訳ですから、その時の支出命令が2回出ていると、それもきちっと説明はされていないように思われます。

それと、先程も調査は別の形でも出来るんじゃないかというような意見もありましたが、やはり、こういう風にきちっと調査特別委員会を立ち上げて、調査をしていく、このことが大事、それと上村議員がおっしゃったように、きちっと調査の結果を残していく、資料として残していくこともこれも凄く大事じゃないかと思しますので、是非賛成をして頂きたいと思います。

○議長 続いて、原案に対する反対の討論はありませんか。

(7番、市原 旭「はい」という声あり。)

○議長 7番、市原 旭君。

○7番 市原 旭 7番、市原 旭です。私は、発議1号、誤振り込みに関する調査特別委員会の設置について、委員長報告のとおり、調査特別委員会の設置に反対の立場で討論いたします。

私は本件に限らず、議員は執行部を監視し、チェックをする立場であると思

っています。ここは大切なところなので、ご理解頂きたいと存じます。

そう言った観点からも、本件に対する改善、或いは再発防止、職員の意識改革と心身のケアをして行くべきであると強く思っています。

その上で討論いたします。まずは、今回発議された新しい委員会の設置の内容について、討論をいたします。

これまで阿武町議会では、行財政改革等特別委員会という名の特別委員会で、本会議の付託を受けて、審議をしております。全般の審議を一つの委員会で審議していますが、特に問題は感じていません。この事は、今更言わずとも、議員全員が承知している事であり、町民の多くが、ご理解頂けているものと存じます。従って今回の件も、これまで同様に既存の委員会で審議すればよいと考えます。

発議者の提出された、調査特別委員会設立の内容を読み込んでも、既存の委員会と差はありません。新たなとまで謳って、委員会をわざわざ作る意味を感じません。では何故議員は、発議されたのか。

発議者からは、無所属の議員と違う、党の基本姿勢に基づいて行動している、相談もしていると、委員会で発言されました。つまり、そう言った考えでの発議だったのでは無いでしょうか。

阿武町議会は議員の数が8名と、萩市や他の市町の議会と比べ、極端に人数が少ないために、複数の専門部や専門委員会を設置している議会ではありません。20人30人の議員規模の想定を、阿武町議会に当てはめても、議員の顔ぶれは何ら変わらず、意味がありません。

そこで提案者に既存の委員会と、何処が何が違うのかと詳しい説明を求めました。発議者からは、記録に残す、次に繋ぐといった意味で、この件に特化した委員会の存在が必要だとの答弁でした。しかしながら、私から見れば、現行の委員会でも、審議内容は先程の委員長報告のように、議場にて報告されます。又、広報にも掲載されます。委員会での質疑は、後日議事録といった形で詳細を町民も知る事が出来ます。発議者の要望は、全て叶います。その事を先般の質疑で、現状の特別委員会で審議しても結果は同じで、私は現行の委員会が良いと思います、と述べましたが、発議者からは、見解の相違の一点張りで、残念ながら平行線でした。

私の勝手な想像ではありますが、先般の委員会で発議の新規の委員会設置が、マスコミ受けを狙った単なるパフォーマンスだとすれば、悪意さえ感じると申

しました。発議者からは、パフォーマンスではないとの答弁でした。

つまり、設置する事になれば、発議者の手柄となり、否定となれば、仕事をしない議員達だと、ご自分が発行される新聞で、以前も書かれたように、同僚議員を罵倒する記事を書く、何れにしろ、自分には害が無いということであり、まさかそんなつもりでは無いですよ、発議者のあの時の答弁を信じたと思います。

我々議員は、有権者に選挙で存在価値を選択されます。私が間違っているのであれば、それで選択されます。仕方が無い事です。だからと言って、特定のイデオロギーやマスコミに迎合し、安に知名度を上げようとする事は、私はすべきではないと思います。

発議者は、議会運営委員会の委員です。議運は、議会運営に関するスケジュールを決める大切な委員会です。その意味でも、議会の日程に意見する事が出来たはずで、奇をてらって発議されずとも、既存の特別委員会でじっくり審議しましょう、と意見が出来たはずで、それが仮に通らないとしても。しかし、それさえされていません。議会の仕組みをご存じないのか。

その後の全員協議会でも、ご当人の質問数は、1・2問程度であり、折角の機会を活かす事もされませんでした。既存の委員会、全員協議会でも、質疑は出来ます。当然、一般質問といった方法もあります。

さて、もう一つの理由は、加熱した報道合戦の問題です。

実は、この問題の方が大問題であると思っています。各社の報道姿勢によって、文章を切り取り、偏った報道がされています。

先般の議会でも、多くのカメラが押し寄せました。そして、されたのは、見事なまでの切り取り報道。先般の委員会で、私の意見を例に説明いたします。

私はその時、これまで阿武町議会では、行財政改革等特別委員会という名の特別委員会で、全ての議案の付託を受けてきました。発議書の調査内容を読み込みますと、特別に委員会を設ける意味を強く感じません。今回もこれまで同様に、既存の委員会で審議すればよいのではないかと思います。ところが、違うのか何が違うのか提案者に伺います、と発議者に申しました。ところが、ニュース報道されたのは、調査内容を読み込みますと、特別に委員会を設ける意味を強く感じません、だけです。まるで、委員会自体をしないでよいと言ってるようです。報道によって、こうやって話は捻じ曲げられていきます。

話は変わりますが、一時私の所にもワイドショーのカメラクルーが押しかけ

て来ました。夕方7時頃の話です。玄関のチャイムが鳴ったのでドアを開けると、VTRカメラを肩にした男性、テレビで見た事のあるインタビュアー、手にはマイク、その横にICレコーダーを持つ男性、面識の無い4人の男性が立っていました。全くのアポ無しです。私は出演については、丁重にお断りして、その上で、落ち度は町側にあるが、今、阿武町役場は、皆さんの報道合戦によって、全国から電話による批判にあっている旨を伝えました。

家を間違えて、私の知り合いのところにも突撃して来たと聞きました。

多くの住民から、突撃取材に対して恐怖を覚えたと聞きました。私は公人ですから、仕方が無いと自制心を持って対応しますが、住民は私人であり、迷惑でしか無いと思います。そして、その迷惑に対する怒りは、町のせいだになって、負のスパイラルを生んでいきます。そこに偏った報道が追い風をうちます。益々、町民の批判的な思いが募っていきます。そして、たちまち大きなうねりとなっていきます。

5月の全員協議会后、議長が、マスコミとの対応の如何では、更に事態を悪化させてしまうと、我々議員に忠告がありました。一部の議員が発したワイドショーでの軽々しい発言が一つのきっかけとなり、特定の若い職員に多大なる迷惑を掛けてしまいました。大変申し訳なく思っています。議長の懸念が、現実となってしまいました。

当初、執行部は、誤送金の返還、回収に膨大なエネルギーを割き、水面下で努力を重ねて来ました。その結果、世間がミラクルと称した回収に繋がりました。これから更に不足分の回収、再発防止策を検討していかなければなりません。そういった大切な時期なのに、職員はワイドショー、報道合戦、悪意のある電話対応など、2次的な対応に時間を費やす事を余儀なくされています。職員が少ない人数で頑張っている事は、議員の誰もが理解している事ではないでしょうか。心の無い言葉、死ねなどという暴言もあると聞きます。1時間を超す長電話など、口には出さずとも、電話を受ける事にトラウマを持つ職員もいると思います。今が非常時である事を、多くの町民は判っていると思います。

3地区の説明会に参加しました。確認事項は3つありました。1つ、町民の疑問、どのようなスタンスの発言が多く、何を問われるかでした。その結果、町民に対する日頃の不満もありました。けれども、各会場で職員に対する心のケア、停滞した状況を打破して再起動すべきとの期待の声もありました。

2つ目、執行部の説明で職員の誰といった事では無くとも、一連の伝票の流

れに関する事を公表されるかがポイントでした。その結果、かなり詳細な説明をしたと、率直に感じました。

3つ目、報道陣の数とその後の記事内容です。それらを総合的に見て、この発議に対する判断をしました。

この過熱報道が収まらない事には、先程も述べましたが、住民の不満や不安を煽る負のスパイラルは止まりません。執行部と議員の一言一言を取り上げて、切り取り、スキャンダラスに報じることを繰り返しています。職員の通常業務にまで影響が出ており、尋常な環境下では無いと思います。

私は、改善しなければならぬとするモノは、忠告し改善を求めます。反面、良いモノは良いと評価する事で協調し共に発展していくものだと考えます。これこそが、正に車の両輪の意味です。

冒頭申し上げた、議員は執行部を監視しチェックをする立場であると思う事に偽りはありません。

その上で、本件は、既存の特別委員会の中で、或いは全員協議会でこれからも粛々と質疑をしていけば良いと判断します。以上、反対討論とします。

○議長 その他、討論はありませんか。

○議長 無いようですので、討論なしと認めます。

○議長 これより採決を行います。採決の方法は、起立により行います。

原案に対する委員長報告は否決です。したがって原案について採決を行います。

お諮りします。発議第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(「起立」1人。)

○議長 ご着席下さい。

○議長 次に、原案のとおり決定することに反対の方は起立をお願いします。

(「起立」多数。)

○議長 ご着席下さい。賛成少数です。よって、発議第1号は否決されました。

追加日程第1 議案第9号

○議長 ここで、町長から議案第9号が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議案としたいと思いますが、ご異議ありません

か。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第9号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程及び議案については、お手元に配布のとおりです。

○議長 追加日程第1、議案第9号、令和4年度阿武町のうそんセンター改修工事の工事請負契約の締結について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは、追加の議案書をお願いいたします。

議案第9号、令和4年度阿武町のうそんセンター改修工事の工事請負契約の締結についてをご説明いたします。

本案件は、工事の予定価格が5,000万円を超えていますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものです。

去る5月31日開催の議会運営委員会後の6月2日に入札を行い、契約額が確定いたしましたので、今回、追加議案として調整したものであります。

まず契約の目的は、阿武町のうそんセンター改修工事で、工事の場所は、阿武町大字福田下地内です。契約の方法は、指名競争入札で、契約の金額は5,830万円です。契約の相手方は、萩市大字椿2370番地の協和建設工業株式会社、代表取締役 田村伊正です。工期は6月23日から来年2月20日までの、約8ヶ月間で、工事は昨年度に改修した、宇田郷のふれあいセンターに続いて、今年度に福賀のうそんセンターを行うもので、図書コーナーの改修にあわせて、福賀支所の事務室、会議室、トイレの他、劣化している多目的ホールの壁やスチールドアの改修、水銀灯からLED電球への交換等を行うものであります。なお、詳細につきましては、3月の第2回議会定例会の行財政改革等特別委員会の中でも詳しく説明しておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。又、添付資料の平面図も特別委員会でお配りしているものと同じものでありますので、ご参照下さい。以上で説明を終わります。

○議長 続いて、只今の執行部の説明に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑は無いようですので、これをもって質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りします。議案第9号、令和4年度阿武町のうそんセンター改修工事の工事請負契約の締結について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

ここで全員協議会のために、暫時休憩をいたします。

10時20分から開始したいと思います。

休憩開始／10時08分 会議再開／11時02分

○議長 それでは、全員協議会のための休憩を閉じて、会議を再開します。

ここで、閉会に先立ち、町長が挨拶を行います。

○町長 閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、ご提案いたしました、追加議案を含めて9議案につきまして、ご議決賜り誠にありがとうございます。

さて、今期定例会の一般質問では、多くの議員から公金の誤振込に関するご質問を頂いたところでありますが、今回、この様な事件を発生させましたことにつきまして、町民の皆様や多くの方々に、大変なご迷惑やご心配をお掛けいたしました。改めまして、深くお詫び申し上げます。

又、議案第3号では、今回の事件についての、私と中野副町長の処分としての給料の減額条例をご提案申し上げ、ご可決頂いたところでありますが、この様な事態の発生を未然に防ぐことが出来なかった事について、私自身、行政の長として、管理監督責任を痛感しているところであります。

今後は、議員各位から頂いたご指摘、或いは、先の住民説明会等で頂いたご意見等も参考にしながら、職員の指導はもとより、財務会計システムやチェック体制のあり方等をしっかりと精査改善し、二度とこの様なことのないよう、しっかりと努めて参る所存でございます。

そして、9日の開会挨拶の際にご報告申し上げました様に、現時点で、誤振込した公金4,630万円のうちの9割強の、約4,290万円につきましては、回収が完了したところでありますが、残る約340万円につきましても、今後とも、

全額回収に向けて、最大限の努力を傾注して参る所存であります。

最後に、この事件が発生してから2ヶ月が経過する中で、これまで積み上げてきた、まちづくりの取り組みが停滞してしまった面も偽らざる事実であります。こうした中、私といたしましては、町民説明会の終了を契機に、又、この6月定例会を契機に、町民の皆様、或いは、議員各位のお力をお借りし、これを再起動し、しっかりと1歩2歩と前に進めて参る所存でありますので、これまで以上の、ご理解、或いはご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。閉会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。

○議長 以上で町長の挨拶を終わります。

閉会に当たり、私からも簡単に一言ご挨拶を申し上げます。

○議長 6月9日から始まり、本日までの7日間開催されました、令和4年第4回阿武町議会定例会も、議員各位の積極的な審議のおかげで、日程どおり本日を以て閉会する運びとなりました。ありがとうございました。

今定例会では、特別給付金の誤振り込みが発生して最初の議会定例会でありました。一般質問や、特別委員会におきまして、誤振り込みに関する多くの発言がありましたが、今阿武町にとりましては、2度と過ちを繰り返さないようにしっかり対応していき、今後の阿武町のまちづくりをどう進めていくかにかかっていると思います。我々議会も、行政と一緒に進めてなくてはなりません。

今後も議員各位のご協力をお願いし、早く普通の生活に戻ることを強く願っております。

以上、簡単ですが、閉会のご挨拶といたします。

○議長 以上で、6月9日から本日までの7日間の全日程を終了しました。

これにて、令和4年第4回阿武町議会定例会を閉会します。

全員ご起立をお願いします。一同礼、お疲れさまでした。

閉会 11時09分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長 **末 若 憲 二**

阿武町議会議員 **松 田 穰**

阿武町議会議員 **池 田 倫 拓**